

平成 29 年 11 月 2 日

ご投資家の皆様へ

大和住銀投信投資顧問株式会社

## 「NBマルチマネージャー・ストラテジー」の繰上償還について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、早速ではございますが、本日、掲題ファンドの基準価額が 11,503 円となり、11,500 円を上回りましたことから、信託約款の規定に従いまして、繰上償還を行うべく対応を取らせて頂きますので、ご連絡申し上げます。

今後は、組入証券を売却し、順次安定運用に切り替えますが、繰上償還が完了するまでの間、組入証券等の価格変動、期中の信託報酬の負担等により、基準価額が 11,500 円を下回る場合もございます。また安定運用移行後は、基準価額の変動がほとんどなくなりますので、お含み置き下さいませようお願い申し上げます。

繰上償還の日程等、詳細につきましては、追ってご案内致します。

今後とも弊社ならびに弊社投資信託をご愛顧賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

敬具

### 記

#### <信託約款における該当事項記載箇所の抜粋>

平成 29 年 2 月 8 日以降の毎営業日において、基準価額(1 万口当たり。既払分配金を加算しません。以下「運用の基本方針」において同じ。)が 11,500 円を超えた場合、上記にかかわらず、わが国の短期金融商品等の安定資産による運用に順次切り替えを行い、ファンド全体が安定運用に入った後、繰上償還します。ただし、基準価額が 11,500 円を超えてから満期償還日までの期間が短い場合、繰上償還を行いません。

- ※ 投資対象の外国投資証券の換金制限などにより当該外国投資証券の売却が速やかに行えない場合、その他やむを得ない事情により、基準価額が 11,500 円を超えてから繰上償還が行われるまで日数がかかることがあります。
- ※ 基準価額が 11,500 円を超えてから償還までの市況動向等により、基準価額もしくは償還価額(1 万口当たり。既払分配金を加算しません。)が 11,500 円を下回ることがあります。
- ※ 上記基準価額水準は、安定運用に移行する水準であり、当ファンドの基準価額もしくは償還価額が 11,500 円を超えることを示唆または保証するものではありません。

以上